

議案第 49 号

四万十町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

四万十町職員の給与の臨時特例に関する条例を次のように定める。

平成 25 年 6 月 12 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町職員の給与の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）において、職員の給料その他の給与を減ずる措置を講ずるため、四万十町長等の給与及び旅費に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 38 号。以下「町長等給与条例」という。）等の特例を定めるものとする。

(町長及び副町長の給与の額の特例)

第 2 条 特例期間における町長及び副町長の給料月額、町長等給与条例第 2 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる町長又は副町長の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 町長 町長等給与条例第 2 条に定める額から、当該額に 100 分の 3 を乗じて得た額を減じた額
- (2) 副町長 町長等給与条例第 2 条に定める額から、当該額に 100 分の 3 を乗じて得た額を減じた額

(教育長の給与の額の特例)

第 3 条 特例期間における教育長の給料月額は、四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 40 号。以下「教育長給与条例」という。）第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に定める額から、当該額に 100 分の 3 を乗じて得た額を減じた額とする。

(一般職の職員の給与に関する条例の特例)

第 4 条 特例期間における四万十町一般職の職員の給与に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 41 号。以下「一般職給与条例」という。）第 4 条第 1 項各号に規定する給料表の適用を受ける職員（一般職給与条例第 1 条第 2 項に規定する職員（健康福祉課及び国民健康保険十和診療所に勤務する医師、並びに国民健康保険大正診療所に勤務する医師を除く。）をいい、以下「一般職の職員」という。）の給料月額（四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年四万十町条例第 202 号）附則第 12 条の規定による給料を含む。以下同じ。）は、一般職給与条例第 4 条第 1 項各号の規定にかかわらず、同項に定める額から、当該額に、

当該一般職の職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号給の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額を減じた額とする。

給料表	職務の級又は号給	割合
行政職給料表	2 級以下	100 分の 0.5
	3 級から 5 級まで	100 分の 0.9
	6 級	100 分の 1.2
医療職給料表（2）	2 級以下	100 分の 0.5
	3 級から 5 級まで	100 分の 0.9
医療職給料表（3）	2 級以下	100 分の 0.5
	3 級から 5 級まで	100 分の 0.9

- 2 特例期間における一般職の職員の給与のうち次に掲げる給与は、一般職給与条例第 11 条及び第 39 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給与の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 管理職手当 当該一般職の職員の管理職手当の月額から、当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じた額
- (2) 一般職給与条例第 39 条第 1 項から第 4 項まで又は第 6 項の規定により支給される給与 当該一般職の職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからウまでに定める額
 - ア 一般職給与条例第 39 条第 1 項 前項及び前号に定める額
 - イ 一般職給与条例第 39 条第 2 項又は第 3 項 前項に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額
 - ウ 一般職給与条例第 39 条第 4 項 前項に定める額に、同条第 3 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

- 3 特例期間における一般職給与条例第 23 条から第 26 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、一般職給与条例第 28 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額に当該一般職の職員の支給減額率を乗じて得た額を減じた額とする。

（部分休業をしている職員の給与の額の特例）

- 第 5 条 特例期間における四万十町職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 30 号）第 11 条の規定の適用については、同条中「給与条例第 28 条」とあるのは、「四万十町職員の給与の臨時特例に関する条例（平成 25 年四万十町条例第 号）第 4 条第 3 項」とする。

（介護休暇をしている職員の給与の額の特例）

- 第 6 条 特例期間における四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 29 号）第 19 条第 3 項の規定の適用については、同項中「給与条例第 28 条」とあるのは、「四万十町職員の給与の臨時特例に関する条例（平成 25 年四万十町条例第 号）第 4 条第 3 項」とする。

（端数計算）

第7条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。